

消費税の確定申告はお早めに

個人事業者の消費税・地方消費税の申告、納付は3月31日(火)まで

※インボイス発行事業者として登録した方は、消費税の確定申告が必要です。

- ☎ 新宿税務署 (6757)7776
- ☎ 四谷税務署 (3359)4451
- ▶ 国税庁ホームページ(右二次元コード)
- 🌐 <https://www.nta.go.jp/>



スマートフォンで確定申告ができます(e-Tax)

下記の「必要なもの」を用意すると、ご自宅で国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー(右下二次元コード)」からe-Tax(インターネットからの確定申告)を利用して確定申告ができます。

必要なもの

- マイナンバーカード
- マイナンバーカードの2つのパスワード
 - ▶ 利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 - ▶ 署名用電子証明書(英数字6文字～16文字)
- スマートフォン
 - ※スマホ専用アプリ「マイナポータル」のインストールが必要です。
- 帳簿、適格請求書等の申告書作成に必要な書類



確定申告書等作成コーナー

マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れにご注意ください!

有効期限(発行から5回目の誕生日まで)を過ぎた場合、申告書の送信ができません。

有効期限の確認や更新手続きは、お早めをお願いします。



詳しくはこちら

振替納税(口座引き落とし)のご利用を

上記申告・納付期間内に振替納税を申し込んだ方は、個人事業者の消費税・地方消費税を口座引き落としで納付できます(振替日は4月30日(木))。振替納税の申し込みは、e-Taxでもできます。



確定申告で困ったとき

- ◆ 国税庁LINE公式アカウント(右二次元コード)
 - ※受け取りたい情報を事前に受信設定することで、ご自身に合った情報を受け取れます。
- ◆ 国税相談専用ダイヤル ☎0570(00)5901
- ◆ 確定申告書等作成コーナーの操作方法 ☎0570(01)5901
- ◆ 税務相談チャットボット(右二次元コード)
 - ※質問を入力すると、AIを活用した「税務職員ふたば」(右上図)が回答します。



3月24日は世界結核デー

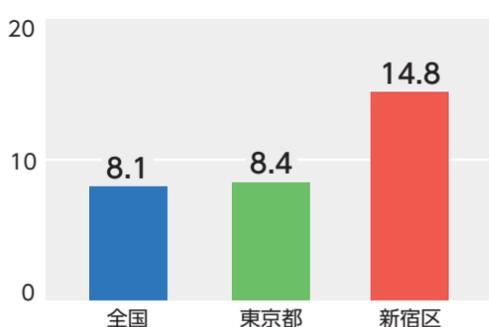
結核予防会
複十字シール運動キャラクター
シールちゃん(左)・シールぼうや(右)



結核は昔の病気ではありません

日本では毎年約1万人が結核を発病し、1日に約4人が結核で亡くなっています。今でも日本の重大な感染症です。区では令和6年の人口10万人あたりの結核罹患率は14.8で、全国や東京都に比べ1.5倍以上高くなっています(右図)。

人口10万人あたりの結核罹患率(令和6年)



● 早期発見・早期治療を

結核の主な症状は、継続する咳・痰です。2週間以上症状が続く場合は、結核の可能性があります。すぐに呼吸器内科を受診しましょう。微熱・倦怠感・体重減少・血痰等の症状が出ることもあります。咳が出るときは、マスクをするなど周囲への心遣いも大切です。

● お子さんの予防接種(BCGワクチン)を忘れずに

BCGワクチンは乳幼児期の結核の発症や重症結核を予防する効果があり、現在、ワクチンは生後5か月～8か月での接種を勧めています。区が発行する予防接種予診票をお持ちの上、23区の指定医療機関で接種してください。

☎ 保健予防課保健相談係 (5273)3862



広報動画

【新宿区×目白大学】

ぜひご覧ください



皆さんにもっと知っていただきたい区の魅力や制度など、さまざまな情報を若者の視点でコンパクトにまとめて動画でお伝えしています。

区公式YouTubeチャンネル「新宿区チャンネル」(右二次元コード)
🌐 <https://m.youtube.com/user/CityShinjuku> で配信しています。



お子さんを見守れます



フルーツジャム

コンセプトは

"生のフルーツに近い"

令和8年度第1弾は
新宿区内の公園さんぽ

第2弾は
新宿うまいものSearch
(動画版)

☎ 区政情報課広報係 (5273)4064